

指 示

平成24年7月19日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年5月28日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 千葉県千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 千葉県山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 千葉県木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町及び芝山町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 千葉県成田市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

5. 手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）において採捕されたぎんぶなについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。